

## 随意契約理由書

(別紙)

件名	西部市場 エレベーター保守管理業務
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス 株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由  卸売市場での業務は、常に円滑な流通が求められている。 当エレベーターは、事務所機能の中において重要な機器であって、動作の支障をきたすと市場全体の業務に大きな影響を与えることになる。 エレベーターは製造会社によって仕様が異なり、製造会社である三菱電機(株)以外では機器の破損や不調箇所の調査、その原因究明並びにそれらを踏まえた対策の立案、施工、部品調達は不可能である。 加えて上記業者は、当初からエレベーターの保守管理を行っており、設備の状態を把握し迅速な対応ができる。 したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、製造会社である三菱電機(株)の保守部門の上記業者以外にはない。	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 業務係 (電話番号 671-1593)